

長野県立大学三輪キャンパス
防火設備及び消防用設備保守点検業務仕様書

公立大学法人長野県立大学

1 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

ただし、維持点検の実施日時については、委託者へ報告の上、承認を得ること。

2 消防用設備

(1) 委託業務内容

ア 長野県立大学三輪キャンパスの消防用設備について、消防法第17条3の3による維持点検及び報告を行うこと。

イ 消防法第17条3の3による維持点検内容は、消防庁告示による機器機能点検を1回、総合点検を1回委託期間内に実施すること。

ウ 上記(1)及び(2)による点検の結果、機能に支障をきたす事項があると判断したときは、原因を究明し、直ちに委託者に通知のうえ、その指示により速やかに補修その他必要な処置を行うものとする。

エ 設備に異常が発生した場合において、委託者から通知を受けたときは、速やかに出向して設備の復旧その他必要な処置を行うものとする。

オ 維持点検及び報告に要する経費は、受託者の負担とする。但し、設備の破損、滅失、老朽化による機器の取替に要する経費は除くものとする。

カ 受託者は、本学三輪キャンパスの行事として行う年1回の消防訓練には立ち合い、消火器等の消耗品の提供をするものとする。

(2) 点検内容

【 施設名：長野県立大学三輪キャンパス 】

点検内容	機器機能点検	総合点検	備考
屋内・屋外消火栓			
加圧送水装置点検	1組	同左	
操作盤点検	1面	同左	
消火栓(屋内・屋外)点検	13台	同左	
水源(消火水槽)点検	1組	同左	
呼水装置点検	1組	同左	
放水試験		1式	
消火器			
(新校舎内)			
粉末消火器点検	87本	同左	
車載式消火器点検	1本	同左	
(旧図書館棟)			
ハロン1301消火設備点検	1式	同左	
粉末消火器点検	7本	同左	
(北棟)			
粉末消火器点検	12本	同左	
(旧明和寮)			
粉末消火器点検	6本	同左	

点検内容	機器機能点検	総合点検	備考
散水設備			
散水ヘッド点検	79 ケ	同左	
表示盤点検	1 面	同左	
送水口点検	18 ケ	同左	
自動火災報知設備			うち旧明和寮
R型受信機 1020AD	1 台	同左	
R型表示盤	1 台	同左	
中継器	59 個	同左	2個
差動式分布型感知器	5 個	同左	
差動式スポット型感知器	403 個	同左	25個
定温式スポット型感知器	80 個	同左	5個
光電式スポット型感知器	90 個	同左	5個
光電式アナログ感知器	134 個	同左	
発信機	30 個	同左	3個
表示灯	30 個	同左	3個
ベル	7 個	同左	3個
消火栓始動装置	1 台	同左	
配線点検	—	1 式	
誘導灯及び誘導標識			
誘導灯	101 台	同左	
誘導標識	33 枚	同左	12枚
配線点検	—	1 式	
非常警報器具及び設備			
増幅器操作部	1 台	同左	
自動火災報知設備連動試験	1 式	同左	
遠隔操作部	1 台	同左	
スピーカー	379 台	同左	
音量調整器	194 台	同左	
電源制御器	2 台	同左	
拡大警報機能	1 式	同左	
配線点検	—	1 式	
防排煙設備（北棟・旧図書館）			
光電式スポット型感知器3種	8 個	同左	
防火戸	8 台	同左	
配線点検	—	1 式	
避難器具			
緩降機（屋上）	1 台	同左	
緩降機（3階）	3 台	同左	
避難はしご（地階）	2 台	同左	

3 防火設備

(1) 点検目的

長野県立大学三輪キャンパスにおける防火設備の保守点検業務について、法に基づく専門的な資格と技能を有する受託者に委託することにより、防火設備機能の維持を図り、もって施設利用者の安全を確保することを目的とする。

(2) 履行場所

所在地：長野市三輪 8 丁目 4 9 - 7

名 称：公立大学法人長野県立大学三輪キャンパス

(3) 委託業務内容

建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく防火設備定期点検業務

(4) 点検基準

点検方法は国土交通省告示第 723 号に準拠して行うこと

(5) 点検対象設備

ア 防火戸	40 台
イ 防火シャッター	80 台
ウ GR 型受信機（連動操作盤）	1 台
エ 制御用中継器	56 台
オ 連動用感知器	126 個

(6) 受託業者が具備すべき資格

- ア 防火設備検査員又は建築士（1 級、2 級）の資格を有する者が行うこと
- イ 第 1 種火災報知システム専門技術者証を有する者が行うこと

(7) 受託者の責務

ア 一般的注意事項

受託者は、業務を遂行するにあたり、履行場所が学術機関として適切な教育サービスを提供するものであることを認識し、身だしなみなどに十分配慮しなければならない。

イ 関係法令の遵守

受託者は、業務を遂行するにあたり、関係法令を遵守しなくてはならない。

ウ 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

エ 業務従事者の資格証明

受託者は、委託者に本業務で必要となる業務従事者の免許の写しを提出するものとする。

オ 総括責任者の選任

受託者は、本業務を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を選任し、委託者に届け出なければならない。

カ 総括責任者の責務

総括責任者は、受託業務の遂行に関して、委託側の担当者と常に連絡を密にし、必要な報告を随時行うとともに、業務従事者を指揮監督するものとする。

キ 代替要員の確保

受託者は、受託者の事情により業務従事者に欠落の生じることのないよう代替要員の確保等必要な措置を講じるとともに、業務の円滑な遂行のため必要な体制を整えなければならない。

(8) 報告書の提出

点検完了時には速やかに報告書を提出すること。報告書には各設備の点検票に所見等を添えた点検一覧表を綴じ込むこと。

(9) 特定行政庁への報告

受託者は、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、点検完了後は速やかに特定行政庁にその結果の報告等必要な手続きを行い、当該業務の履行状況について検査を受けなければならない

(10) その他

本業務には、点検に伴う軽微な措置、緊急時の対応等の措置を含むものとする。